

## 第3次玄海町障がい者基本計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要項

### 1. 趣旨

本要項は、第3次玄海町障がい者基本計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定支援業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

### 2. 委託業務概要

- (1) 業 務 名 第3次玄海町障がい者基本計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務
- (2) 契 約 期 間 契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで
- (3) 業 務 内 容 仕様書（別紙）のとおり
- (4) 見積限度額 5,847,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 選 定 方 式 公募型プロポーザル方式

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を満たす者で、障がい者支援に関する知識を有し、かつ、本業務の委託者としてふさわしい企画力、信用及び技術、実績、スタッフ体制を備えた者とする。

- (1) 玄海町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 本告示日から審査委員会開催日までの期間において、玄海町長から競争入札の指名停止を受けていない者であること。
- (4) 審査委員会開催日において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている事業者ではないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。
- (6) 過去に同種、同程度の事業を実施し、適切に遂行した実績を有すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う事業者でないこと。

(8) 九州内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者。

#### 4. スケジュール

実施内容	期日
公告、公募の開始	令和8年6月5日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月18日（木）
質問書への回答	令和8年6月19日（金）
参加表明書、企画提案書等の提出期限	令和8年6月26日（金）
審査委員会の開催	令和8年7月1日（水）予定
審査結果の通知	令和8年7月初旬予定
契約の締結	令和8年7月初旬予定

#### 5. 関係書類等の配布

- (1) 配布開始日 令和8年6月5日（金）
- (2) 配布方法 本町ホームページから各様式等をダウンロード

#### 6. 質問書の受付

- (1) 受付期間  
令和8年6月5日（金）から令和8年6月18日（木）まで
- (2) 質問方法  
質問書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること  
（送信先：[fukushikaigo@town.genkai.lg.jp](mailto:fukushikaigo@town.genkai.lg.jp)）
- (3) 回答  
回答はすべての質問を取りまとめた上で、令和8年6月19日（金）までに本町ホームページに掲載し公表する。なお、同趣旨の質問はまとめて回答する。  
ただし、質問書の提出がない場合は、ホームページの掲載は行わない。

#### 7. 企画提案書等の提出について

##### (1) 提出書類

番号	書類名	提出上の注意等
1	参加表明書（様式2）	1部提出
2	企画提案書（任意様式）	記載内容については、本実施要項7(2)を参照
3	業務工程表（任意様式）	A4版
4	会社概要書（任意様式）	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、

		従業員数、事業概要等が把握できるもの
5	業務実績書（任意様式）	過去に受託した同策定支援業務の実績が確認できるもの
6	見積書（任意様式）	1部提出

(2) 企画提案書（任意様式）

① 企画提案書の様式

ア 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとすること。

ただし、表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記載方法を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等資料の作成上、A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。

イ 企画提案書には、目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。

ウ 企画提案の趣旨やアピールしたいポイント等を、簡潔に分かりやすく記載すること。

② 企画提案書の記載内容

下記及び別紙の仕様書をもとに、業務の進捗方法等の技術的な提案について具体的に記載すること。ただし、見積限度額の範囲内において専門的見地から有益であると思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可とする。

ア 業務実施体制の確保について

イ 業務実施スケジュールについて

ウ 計画策定委員会の運営支援について

エ 報告書や計画書を分かりやすく、読みやすくするための工夫について

(3) 提出部数

6部（正本1部・副本5部） ※参加表明書（様式2）、見積書は1部提出とする

(4) 提出方法

郵送（簡易書留等、記録が残るものを使用すること）又は持参により提出すること。

(5) 提出期限

令和8年6月26日（金）

※提出期限前であれば、再提出（差し替え含む）を可とする。

(6) 注意事項

- ① この企画提案に関して応募者が必要とした費用は、すべて応募者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- ③ 提案件数は、1者1件とする。
- ④ 参加表明書の提出後に応募を辞退する場合は、速やかに本町へ連絡すること。

- ⑤ 企画提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本町がこのプロポーザルの評価及び町議会報告等に必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無断及び無償で行うものとする。

## 8. 審査委員会（プレゼンテーション）について

### (1) 開催日時及び場所

令和8年7月1日（水）頃を目途に実施し、開催日時等の詳細は後日通知する。

### (2) 実施時間

1者につき、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内とする。

### (3) 実施内容

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うこと。

## 9. 審査選定方法

町職員で構成する審査委員会を設置し、企画提案内容等について、次の基準により審査を行い、選定する。

### 【審査基準】

審査項目	評価内容	配点
業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令や国の動向を十分に理解しているか。</li> <li>仕様書の業務内容を的確に把握しているか。</li> <li>等</li> </ul>	20点
提案内容の的確性 ・実現性・独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業工程が具体的に設定され、実現性や妥当性のある提案になっているか。</li> <li>本町の実情、特性やこれまでの施策等を踏まえた提案になっているか。</li> <li>提案内容に独自性があり、創意工夫がなされているか。</li> <li>等</li> </ul>	30点
業務体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を実施する上で、十分な体制が確保されているか。</li> <li>業務に従事する者の知識や実績は十分か。</li> <li>等</li> </ul>	40点
見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案された見積額は、妥当な金額か。</li> </ul>	10点
合計		100点

## (1) 審査方法

- ① 基準点は 60 点とし、合計点が基準点に達しない場合は、失格とする。
- ② 審査項目のうち一つでも 0 点と評価された項目がある場合は、失格とする。
- ③ 審査結果により各委員が順位付けを行い、順位数の和が最も小さい応募者を 1 位（受託候補者）とする。なお、順位数の和が同数となった場合には、合計点の高い応募者を上位とする。
- ④ 応募者が 1 者のみの場合においても、審査を行うものとする。

## (2) 審査結果

審査結果は、令和 8 年 7 月初旬を目途に、応募者全員に通知する。  
なお、審査結果に対する問合せや異議申立ては、一切受け付けない。

## 10. 欠格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 応募書類の提出方法や提出期限等に適合しない場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を阻害する行為や信義に反する行為があった場合
- (4) 見積額が見積限度額を超過している場合
- (5) その他審査委員会が不適格と判断した場合

## 11. 契約に関する事項

### (1) 受託者の決定

- ① 受託候補者と町が協議し、本業務に係る仕様書を確定した上で、契約を締結する。
- ② 受託候補者との協議が成立しなかった場合は、次順位の者が受託候補者となり、町との協議が成立した場合は、受託者として決定し、契約を締結する。

### (2) 契約金額

契約金額は、提案された見積額の範囲内とする。

### (3) 契約保証金

本業務の契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 とする。

なお、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- ① 契約者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

**【お問い合わせ先】**

玄海町役場 福祉・介護課 福祉係

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地

電話：0955-52-2220 FAX：0955-52-2813 Eメール：[fukushikaigo@town.genkai.lg.jp](mailto:fukushikaigo@town.genkai.lg.jp)